

ビルマの良心の囚人に向けたアクション！

去る1月22日、ビルマで大統領恩赦がありました。そこでは囚人102人が釈放され、そのうちの16人はアムネスティが「良心の囚人」としていた人たちでした。



しかし、多くの良心の囚人はいまだに塙の向こうに収容されています。昨年11月の総選挙からんで逮捕された3人も含まれています。同国では、

この4月に新政府がスタートします。新しい大統領が就任するまでは、現大統領は残された期間の中で少しでも多くの実績を残そうと腐心します。この時期が、良心の囚人の釈放に向けて圧力をかける絶好の時期でもあります。アムネスティでは、各支部に呼びかけ、またとないこれからの数週間に、できるだけ多くの釈放を勝ち取りたいと考えています。

モハメドさんを死刑から救おう！

モーリタニアのモハメド・オウド・チェイキ・マカティアさん(32才)は、裁判もなく1年間も拘禁されたあげく、昨年12月24日の裁判で、背教の罪で死刑を宣告されました。彼のブログの内容が、預言者ムハンマドへの冒とくだと見なされたからでした。

モハメドさんは2013年の12月に自分のフェイスブックへの書き込みが、一部の宗教家に預言者ムハンマドへの冒とくだと見なされました。翌年1月5日に逮捕され、職を失い、さらに、妻と離婚させられることになりました。背教によりイスラム教徒ではなくなったと見なされたため、自動的に離婚をさせられたのです。

モハメドさんは、拘禁の最初の6カ月、トイレもシャワーもない独房に入れられました。モーリタニアの刑法は、「背教の罪で有罪になった場合、悔い改めない限り、いかなる人も死刑となる」と定めています。モハメドさんは、

拘禁され裁判を受けている最中にも、自分の後悔を述べましたが、裁判所は刑法に定められているような寛容さを見せることはありませんでした。

アムネスティはモーリタニア政府に対して、モハメドさんの即刻の釈放と死刑の無効を求めています。モハメドさんは現在、刑務所内で手紙や葉書を受け取ることが認められていません。しかし、モハメドさんへの人権侵害に抗議するためにも、アムネスティでは引き続き、支援や連帯を伝えるメッセージを送りたいと考えています。また、ツイッターでも、モハメドさんに向けた(@MkhaitirM)皆さんのメッセージをお待ちしています。

韓国の平和活動家、キムさんに支援を

韓国の平和活動家キム・ソンミンさんは、兵役を拒否したために、2014年6月から17カ月間収監され、昨年10月に釈放されました。韓国では兵役の代わりに社会奉仕活動が認められていないため、兵役を拒否すると収監されてしまいます。現在その人数は数千人に達しています。



キムさんは、アムネスティの韓国大学生ネットワークのメンバーであり、活動家として「戦争のない世界」を目指した平和運動も行ってきました。アムネスティに出会うまでは、兵役にはそれほど関心をもっていませんでした。しかし、支部のイベントで良心的兵役拒否者に出会い、兵役拒否者を支援する非暴力の活動に関心を持つようになりました。

キムさんは、過酷な獄中の生活で心身共に疲弊し、釈放された今も、獄中の苦しみが重くのしかかり、トラウマに襲われるということです。我々の仲間であるキムさんに、連帯のメッセージを韓国支部に送ってください。宛先は Kim Sung-min c/o AI Korea, Jongno-gu Yulgok-ro 56, Unhyun Sky Building 8th Fl. SEOUL 03147, South Korea です。

グッドニュース！

〔中国〕浦志強弁護士の支援者7人を釈放

不当な容疑で逮捕・起訴されていた人権弁護士、浦志強さんを支援したために拘束されていた活動家らが、釈放されました。張占さん、王素娥さん、渠紅霞さん、冉崇碧さん、李美青さん、文仁貴さん、盛蘭福さんの7人です。

李美青さんを除く6人は、12月14日に浦志強弁護士の支持者数百人と共に、北京市第二中級人民法院の前で集まり、裁判を傍聴しようとしていました。しかし、建物にはいることは警察により阻止されました。そして、集まったというその行為だけで、騒動挑発罪の容疑をかけられ、その場で拘束されました。拘束の際には、警察は彼らだけではなく、外国の外交官やジャーナリストともみ合いになっていました。また、李美青さんは、12月22日に同じ裁判所の前で抗議活動中に拘束されました。

14日の裁判では、浦弁護士は、ソーシャルメディアなどで政府を批判する書き込みを行ったことで「騒動挑発罪」と「民族憎悪扇動罪」に問われて審理を受けていました。22日には、浦さんは懲役3年、執行猶予3年の刑を言い渡されました。

アピールに参加して下さったすべての人びとに感謝します。ありがとうございました。

〔中国〕スウェーデン人活動家を釈放

スウェーデン人の活動家、ピーター・ダーリンさんが釈放されました。ダーリンさんは、中国が法治国家となることを目指す活動のためにNGOを設立しました。2009年からは、法律の研修や公益のための訴訟を通して法の支配を広める活動していましたが、先月の1月3日、北京で空港に向かう途中、当局に拘束され、連行されました。容疑は根拠のない「国家安全危害罪」で、拘禁場所も明かされませんでした。

1月19日、新華社は、ダーリンさんが「中国で違法な活動を行い、中国政府に多大な損害を与え、中国の人びとの感情を傷つけた」と発言している様子を撮影した動画を流しました。この「謝罪」は、強要された可能性があります。また、指定された場所で拘禁・監視されていることも報じられました。この「指定場所での生活監視」は非正規の拘禁で、家族や弁護士との接触が許されず、拷問や虐待を受ける可能性もありました。事態を重く見た国連拷問禁止委員会は、弁護士との接見が許可されなければ、隔離拘禁になりかねないとして、懸念を表明していました。

〔チュニジア〕減刑で学生が釈放される

昨年12月17日、チュニジアで同性愛者であることを理由に収監された学生のマーワンさん（仮名、22才）が、上告審で減刑が認められ、釈放されました。

昨年の9月、ワーマンさんは、同性愛者を罰するという刑法230条に基づき、実刑1年の判決を受けました。マーワンさんは大学での試験を受けるために11月5日に保釈金を払い、仮釈放されていました。

12月17日の上告審で、マーワンさんは実刑2カ月への減刑が認められ、すでにその2カ月の期間を満了していたため、同日釈放されました。

これで本件の緊急行動は終了いたします。活動に参加して下さった方々、ありがとうございました！

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本